

京都市告示第295号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成27年8月10日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日 平成28年1月2日及び同月4日

(美術館)